

村職員の 給与の状況

占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与の状況等をお知らせします。

1 職員給与費の状況

(単位：万円)

年度	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	期末・勤勉手当	諸手当	計(B)	
平成27	58人	22,597	7,933	4,046	34,576	596
平成28	55人	21,376	7,662	3,784	32,822	597

*職員数は平成28年度当初予算の人数です。(特別職を含む)

2 職員の平均給料月額・平均年齢状況

(平成28年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	312,700円	39.2歳

3 初任給と採用2年経過の給与月額

(平成28年4月1日現在)

区 分		初任給	採用2年経過給与月額
一 般 行政職	大学卒業	176,700円	190,200円
	高校卒業	144,600円	153,000円

4 職員手当の状況

退職手当	(支給率)	自己都合	定 年	
	勤続20年	・・・ 20.445月分	25.55625月分	
	勤続30年	・・・ 36.105月分	42.4125月分	
	勤続35年	・・・ 41.325月分	49.59月分	
	最高限度	・・・ 49.59月分	49.59月分	
期末・勤勉 手 当		期 末	勤 勉	計
	6月期	1.225月分	0.8月分	2.025月分
	12月期	1.375月分	0.8月分	2.175月分
	計	2.6月分	1.6月分	4.2月分
職制上の段階、職務の級などによる加算措置なし。				
扶養手当	◎配偶者	13,000円		
	◎配偶者以外	6,500円		
	◎1人(配偶者なし)	11,000円		
	◎特定期間の加算	5,000円		
通勤手当	片道通勤距離2km超の者で、交通機関等利用			
住宅手当	借家で、12,000円を超える家賃を支払っている職員			

5 等級別職員数の状況

(平成28年4月1日現在)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務	課長 主幹	課長 主幹	主幹 係長・主査	係長 主査・主任	主事	主事 事務補	—
職員数	11人	16人	10人	2人	6人	7人	52人
構成比	21.2%	30.8%	19.2%	3.8%	11.5%	13.5%	100.0%

国民健康保険 のお知らせ

平成28年度より 国保税率が改正されます

国民健康保険は、病気や怪我をしたとき安心して医療を受けられるよう加入者の方が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

国保会計は、保険税と国や道の負担金等を財源として運営されています。近年、高齢化が進んでいることや医療技術の高度化に伴い歳出が増加する中、財源の不足額を全て一般会計からの繰入金で対応（補てん）している状況です。

一般会計からの繰入金による補てんは、国保に加入していない方も含む村民の税金を国保の財

源に充てることになり、制度上好ましいものではありません。また、平成30年度から国保の財政運営主体が都道府県化され、北海道から示される市町村ごとの標準的な保険税率を参考に保険税を決定していくことになるため、このたびやむを得ず平成28年度から税率の改正を行うものです。

本村の税率改正は、8年ぶりとなり国保加入者の皆様には負担が増えることとなりますが、税率の改正にご理解とご協力をお願いいたします。

課税区分		医療分	後期高齢支援分	介護分
所得割	所得金額－33万円（基礎控除）×税率	4.90%	1.80%	1.00%
資産割	固定資産税（土地・家屋）×税率	38.00%	14.00%	8.00%
均等割	加入者の人数×金額	16,000円	5,700円	5,200円
平等割	一世帯の金額	22,300円	7,900円	4,400円
賦課限度額		52万円	17万円	16万円

変更前

変更後

※保険税は世帯単位で課税され、医療分、後期高齢支援分、介護分に分かれています。課税される対象は、所得や資産、加入者数で、計算します。

※賦課限度額については、国の税制改正によるものです。

	医療分	後期高齢支援分	介護分
所得割	5.50%	1.80%（変更なし）	1.00%（変更なし）
資産割	38.00%（変更なし）	14.00%（変更なし）	8.00%（変更なし）
均等割	17,000円	6,000円	6,000円
平等割	23,000円	8,600円	5,000円
賦課限度額	54万円	19万円	16万円（変更なし）

平成30年度より 国保のしくみが変わります

これまで市町村単位で運営していた国民健康保険が、平成30年度より都道府県を単位とした国民健康保険となります。国保に加入されているみなさんから徴収した保険税を道へ納入し、村の医療給付に必要な費用の全額を道が支払うこととなります。

	平成29年度まで	平成30年度から
運営主体	占冠村	北海道
保険税率	村の国保会計の収支、医療費の推移などから占冠村国民健康保険運営協議会で毎年協議し決定	北海道が市町村の医療費、年齢構成などから市町村ごとに必要な保険税率を毎年示し、それを参考に占冠村村国民健康保険運営協議会で決定
保険証 資格取得・喪失手続き	占冠村の窓口	占冠村の窓口（変わりません）
保険税の賦課・徴収	占冠村	占冠村（変わりません）
高額療養費の多数該当 ※高額療養費の支給が過去12ヶ月以内に4回以上になったとき、4回目から自己負担限度額が下がる	転出した場合は、該当回数は引き継がれない。 例：占冠村3回該当→A市転出 1回該当＝1回目	同一都道府県内に転出した場合は、該当回数が引き継がれる。 例：占冠村3回該当→A市転出 1回該当＝4回目

■お問い合わせ 国民健康保険税に関すること 総務課税務担当 電話 56-2125
各種届出や給付に関すること 保健福祉課国保医療担当 電話 56-2122